

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 161

〔共通〕問1 次に掲げる防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長又は消防署長が認める場合に、防火管理者を外部に委託することにより選任することができる防火対象物として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 共同住宅
- (2) 複数の防火対象物の管理について権原を有する者が同一の者である場合における当該防火対象物
- (3) その管理について権原が分かれている防火対象物の部分で令別表第1(16)項イ（同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの）の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして算定した収容人員が10人以上のものを有するもの
- (4) その管理について権原が分かれている防火対象物の部分で令別表第1(16)項口の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなして算定した収容人員が50人未満のものを有するもの

〔消防用設備等〕問1 「無窓階」の判定に係る「普通階」に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 普通階とは、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階をいう。
- (2) 11階以上の階の場合、普通階以外の階は無窓階である。
- (3) 10階以下の階の場合、普通階であって直径1m以上の円が内接することができる開口部を2以上有する階は無窓階ではない。
- (4) 10階以下の階の場合、普通階であってその幅及び高さがそれぞれ70cm以上及び1.2m以上の開口部を2以上有する階は無窓階ではない。

〔消防用設備等〕問2 駐車の用に供される部分に設ける水噴霧消火設備の排水設備に係る次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 車路の中央又は両側には、消火ピットに連結し、長さ40m以内ごとに一個の集水管を設けた排水溝を設けること。
- (2) 消火ピットは、油分離装置付とし、車両が駐車する場所の直近に設けること。
- (3) 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって100分の2以上の勾配をつけること。

- (4) 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ10cm以上の区画境界堤を設けること。

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく次表の命令の主体等に関する記述のうち、適当な組み合わせは次のうちどれか。

No.	命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令をしよ うとする場 合の手続
(1)	法第3条第1項 （屋外の火災予防措置命令） 【消防吏員】	屋外において火災の予防に危険である行為と認めるとき	屋外において火災の予防に危険であると認める行為者	弁明の機会の付与
(2)	法第4条第1項 （資料提出命令） 【消防吏員】	火災予防のために必要があるとき	権原を有する関係者	不要
(3)	法第8条第3項 （防火管理者選任命令） 【消防署長】	防火管理者を選任すべき防火対象物であるが、防火管理者が定められていないとき	防火対象物の管理について権原を有する者	弁明の機会の付与
(4)	法第17条の7第2項 （消防設備士免状の返納命令） 【免状を交付した都道府県知事】	消防設備士が法令違反をしたとき	法令違反をした消防設備士	聴聞
(5)	法第8条第4項 （消防署長）	防火管理者を選任すべき防火対象物において、防火管理者の行うべき防火管理上の必要な業務が、法令の規定に従って行われていないこと。	防火対象物の関係者で権原を有する者	有

〔防火査察〕問2 消防法の違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 違反調査の目的は、違反事実、違反者、違反発生場所、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することであり、違反調査は関係者の任意の協力に基づく検査等により実施する。
- (2) 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、防火対象物の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- (3) 履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。

救助者等が除細動ショックの際に患者から離れることが遅れた場合、当該救助者等が放電エネルギーにより感電する恐れがある。

[救急]

問2 答 (2)と(5)

解説 救急救命士標準テキスト改訂第9版上巻P. 567、表III-2-6のとおり。

- (1) 血液透析は、医療施設や自宅で行うことができる。
- (3) 血液透析は、週に2~3回の通院が必要である。
- (4) 腹膜透析は、抗凝固薬が不要である。

問3 答 (4)

解説 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項参照。

予防技術検定模擬テスト

[共通]

問1 答 (3)

解説 (1) 政令第3条第2項により正しい。
(2) 規則第2条の2第1項第1号により正しい。
(3) 同条同項第2号イにより間違い。「収容人員が10人未満のものを有するもの」が正しい。
(4) 同条同項第2号ハにより正しい。消防法第8条では「政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め」となっており、法律上は、「政令（第3条）で定める資格」さえあれば防火管理者として選任できる仕組みになっているが、千日デパートビル火災を契機として、昭和47年（1972年）12月に「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」という要件が追加されたため、それ以後、「防火管理者を外部の者に委託することはできない」とこととされていた。

その後、防火管理者選任の実態から、平成16年（2004年）2月に政令第3条に第2項が追加され、共同住宅のほか、規則第2条の2第1項に定める要件を満たす防火対象物については、必ずしも「管理的又は監督的な地位にある者」でなくとも防火管理者として選任する途が開かれた。さらに平成19年（2007年）6月に、(6)項目関係の規定整備がなされて現在に至っている。

[消防用設備等]

問1 答 (4)

解説 規則第5条の3第1項の無窓階の基準の理解度を問う設問である。同項は読みにくい規定だが、内容を分解すると設問のようになる。(4)で、幅が「70cm以上」となっているが、「75cm以上」が正しい。

「無窓階」という用語も「無窓階については消防用設備等の設置規制を厳しくする」という考え方も昭和36年の政令制定時からあったが、当初「無窓階」は「建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部の面積がその階の床面積に対して30分の1以下である階をいう。」とされていた（政令第10条第1項第5号）。これは現在の「普通階」と同様の考え方だが、開口部の大きさに関する規定は定められていなかった。

無窓階の条件を定める省令（規則第5条の2（当時現第5条の3））は、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機に昭和49年12月に行われた大規模な規制強化の一環として初めて定められ、現在の「消防隊が進入可能な開口部」という概念が、建築基準法令の「非常用の進入口（建築基準法施行令第126条の6 昭和45年12月改正）」と整合をとる形で整備された。この時、「普通階」は従来からの「避難上又は消火活動上有効な開口部」を有する階との位置づけに整理されたものと考えられる。

問2 答 (2)

解説 (1) 規則第17条第5項第4号、第5号により正しい。
(2) 同項第3号により間違い。「車両が駐車する場所の直近」ではなく、「火災 危険の少ない場所」に設けなければならない。
(3) 同項第1号により正しい。
(4) 同項第2号により正しい。

駐車場に設ける水噴霧消火設備は、ポンネット内などの火災を消火するため大量の水を放射する必要があることから、政令制定時（昭和36年）からその水を処理するための排水溝の設置が義務付けられており、現在とほぼ同様の規定が定められていた。

水噴霧消火設備でポンネット内などの火災を消火するには時間がかかるため、漏洩した燃料が着火して消火水に乗って拡大する可能性がある。これを防ぐため、消火水を排水溝を経由して消火ピットに集め、そこで燃えている燃料を消火器で消火することも意図されており、このため、消火ピットは、火災の危険が少なく消火しやすい場所に設置することが求められているものと考えられる。